

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例

平成18年3月31日

小松島市条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内において事業を行おうとする企業等に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 本市の区域内において事業（商工・農林水産業）を営む者をいう。
- (2) 事業用固定資産 事業に必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地及び家屋をいう。

(企業等の指定)

第3条 次の各号に定める要件に該当する企業等は、この条例の適用を受けることができる。

- (1) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく事業補助金（交付金を含む。）の採択を受けた企業等
- (2) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択（融資金額1千万円以上）を受けた企業等
- (3) 前2項の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。

2 市長は、前項の規定による企業等を指定するときは、必要な条件を付することができる。

(指定の申請)

第4条 前条第1項の規定による指定を受けようとする企業等は、市長に申請しなければならない。

(奨励措置)

第5条 市長は、指定を受けた企業等に対して、事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から最長3年間に限り、第3条第1項第3号に該当する固定資産税を免除する。

(事業の報告及び指示)

第 6 条 市長は、指定を受けた企業等に対して奨励措置の適用に係る事業について事業報告を求め、又は奨励措置の適用に関して必要な指示をすることができる。

(承継人の指定)

第 7 条 市長は、合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定を受けた企業等に異動が生じたときは、その事業の承継人に引継ぎ指定したものとみなす。

(指定の取消し又は奨励措置の停止等)

第 8 条 市長は、指定を受けた企業等が次の各号の一に該当する場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 不正行為により指定を受けたとき。
- (2) 当該事業を 1 年以上休止し、若しくは廃止したとき、又は 1 年以上休止したと認められるとき。
- (3) 市税又は市に対する使用料若しくは手数料を滞納したとき。
- (4) 市長が付した条件又は指示に従わないとき。
- (5) 事業推進にあたり関係法令(条例を含む。)に違反したと認められるとき。
- (6) その他市長において適当でないと思われたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた企業等に対して、奨励措置を行わず、又は既に講じた奨励措置の全部若しくは一部を返還若しくは賠償させることができる。

(他の減免措置との調整)

第 9 条 法令等の規定により、固定資産税の減免等が定められている場合には、当該法令等を適用するものとし、本条例は適用しない。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 31 日まで効力を有する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日までに第 4 条の申請をした企業等については、前項の規定にかかわらず、この条例は、なお効力を有する。